

第5回幕別町農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成29年11月28日(火) 午後2時00分から午後3時14分まで

2 開催場所 幕別町役場3階会議室

3 出席委員(23名)

会長	24番	谷内	雅貴
会長職務代理者	23番	鯖戸	英明
	1番	香西	浩志
	2番	菅野	能稔
	3番	高野	英一
	4番	渡邊	ひろ子
	5番	井田	留吉
	6番	齊藤	一男
	7番	前川	厚司
	8番	橋本	浩弥
	9番	高橋	孝二
	11番	蛭原	一治
	12番	石川	雅洋
	13番	森	勤子
	14番	飛田	榮
	15番	齊藤	正孝
	16番	西田	利幸
	17番	帰山	茂義
	18番	□田	正宏
	19番	中村	富士男
	20番	棚	範貴
	21番	澤邊	佳範
	22番	松本	誠

4 欠席委員(1名) 10番 深松 俊英

5 議事日程

1) 開会

2) 議事録署名委員

3) 諸般の報告

4) 報告

第1号 農地所有適格法人報告書の受理について

第2号 農地の賃貸借契約の合意解約通知の受理について

第3号 農地法第5条の規定による許可について

第4号 所有権移転に係る利用調整結果の報告について

議案

第1号 農用地の買入協議に係る要請について

第2号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定

- について
- 第 3 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- 第 4 号 現況証明について
- 第 5 号 幕別町に対する意見書について

- 6 事務局長 廣瀬 紀幸
 忠類支局長 川瀬 康彦
 農地振興係長 広田 瑞恵
 忠類支局農地振興係長 伊藤 憲彦
 農地振興係主任 南 敦朗
 農地振興係主事補 折笠 亜衣

7 会議の概要

議長	幕別町農業委員会会議規則第 8 条第 1 項の規定により、定足数に達しておりますので、ただ今から第 5 回農業委員会総会を開催いたします。次に議事録署名委員を会議規則第 13 条第 2 項の規定により指名をいたします。議事録署名委員に、9 番高橋委員、11 番蛭原委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。 次に諸般の報告を事務局から申し上げます。
事務局	諸般の報告を申し上げます。会議規則第 4 条の規定により、10 番深松委員より欠席する旨の届出がございましたのでご報告いたします。
議長	次に、報告第 1 号「農地所有適格法人報告書の受理について」を議題といたします。事務局から報告第 1 号の説明をいたします。
事務局	報告第 1 号「農地所有適格法人報告書の受理について」、農地所有適格法人報告書について、1 法人から提出がありましたので報告いたします。書類等完備されておりましたので受理いたしました。以上で報告を終わります。
議長	報告第 1 号について説明を申し上げました。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑がないようですので、報告第 1 号については報告のとおり承認されました。
議長	次に、報告第 2 号「農地の賃貸借契約の合意解約通知の受理について」を議題といたします。事務局から報告第 2 号 1 番から 19 番について説明をいたします。
事務局	報告第 2 号「農地の賃貸借契約の合意解約通知の受理について」、農地法第 18 条第 6 項の規定により合意解約通知があったので報告します。案件は議案書 1 ページから 5 ページに記載されております 19 件でございます。いずれも書類

議長 議長	等が完備されておりましたので受理いたしました。以上で報告を終わります。 報告第2号1番から19番について説明を申し上げました。質疑ございませんか。 (発言なし) 質疑がないようですので、報告第2号1番から19番については報告のとおり承認されました。
議長 事務局 議長 議長	次に報告第3号「農地法第5条の規定による許可について」を議題といたします。事務局から報告第3号1番の説明をいたします。 報告第3号「農地法第5条の規定による許可について」、農地法第5条の許可申請について、下記のとおり許可したので報告します。案件は議案書6ページの10月27日第4回総会で審議された1件でございます。内容につきましては、記載のとおりでございます。なお記載のとおり条件を付し平成29年11月27日付で許可をしております。以上で報告を終わります。 報告第3号1番について説明を申し上げました。質疑ございませんか。 (発言なし) 質疑がないようですので、報告第3号1番については報告のとおり承認されました。
議長 事務局 議長 議長	次に報告第4号「所有権移転に係る利用調整結果の報告について」を議題といたします。事務局から報告第4号1番から3番の説明をいたします。 報告第4号「所有権移転に係る利用調整結果の報告について」、公益財団法人幕別町農業振興公社の所有権移転に係る利用調整の結果を報告します。案件は議案書7ページの今月20日と22日に町公社が利用調整を行った3件であります。内容につきましては記載のとおりです。以上で報告を終わります。 報告第4号1番から3番について説明を申し上げました。質疑ございませんか。 (発言なし) 質疑がないようですので、報告第4号1番から3番については報告のとおり承認されました。
議長	次に議案第1号「農用地の買入協議に係る要請について」を議題といたします。議案第1号1番、2番について事務局から説明いたします。

事務局	【議案第 1 号 1 番、2 番について、議案書をもとに朗読】 以上の案件は報告第 4 号の幕別町農業振興公社が利用調整を行った案件の中の 2 件でございます。幕別町に対しまして、農業経営基盤強化促進法第 16 条第 1 項に基づき要請をするものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。
議長	議案第 1 号 1 番、2 番について説明を申し上げました。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第 1 号 1 番、2 番について原案のとおり決することに異議ございませんか。 【全員異議なし】
議長	異議なしとします。よって議案第 1 号 1 番、2 番は原案のとおり可決されました。
議長	次に議案第 2 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。議案第 2 号 1 番から 4 番について事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第 2 号 1 番から 4 番について、議案書をもとに朗読】 以上の計画要請の内容はお手元に配付してございます別添農業経営基盤強化促進法第 18 条調査書 1 ページ、2 ページに記載されておりますとおり、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いします。
8 番	8 番説明いたします。これらの案件は、本来地区担当委員は深松委員であります。総会に欠席されるということでしたので代わりに私が説明させていただきます。これらの案件は、更新であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権の設定については問題ないと考えております。以上で説明を終わります。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第 2 号 1 番から 4 番について原案のとおり決することに異議ございませんか。 【全員異議なし】

議長	異議なしとします。よって議案第2号1番から4番は原案のとおり可決されました。
議長	次に議案第2号5番から8番について事務局から説明を申し上げます。
事務局	【議案第2号5番から8番について議案書をもとに朗読】 以上の計画要請の内容は別添調査書3ページ、4ページに記載されておりますとおり、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
18番	18番説明いたします。これらの案件は、今月22日に町公社が利用調整を行ったものであります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権の設定については問題ないと考えております。以上で説明を終わります。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第2号5番から8番について原案のとおり決することに異議ございませんか。 【全員異議なし】
議長	異議なしとします。よって議案第2号5番から8番は原案のとおり可決されました。
議長	次に議案第2号9番から12番について事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第2号9番から12番について議案書をもとに朗読】 以上の計画要請の内容は別添調査5ページ、6ページに記載されておりますとおり、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
3番	3番説明いたします。これらの案件は、今月21日に町公社が利用調整を行ったものであります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため今回の利用権の設定については問題ないと考えております。以上で説明を終わります。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第2号9番から12番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって議案第2号9番から12番は原案のとおり可決されました。

議長 次に議案第2号13番について事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第2号13番について議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は別添調査書7ページ上段に記載されておりますとおり、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

18番 18番説明いたします。この案件は、今年8月に町公社が利用調整を行ったものであります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権の設定については問題ないと考えております。以上で説明を終わります。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第2号13番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって議案第2号13番は原案のとおり可決されました。

議長 次に議案第2号14番、15番について事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第2号14番、15番について議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は別添調査書7ページ下段、8ページ上段に記載されておりますように、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

3番 3番説明いたします。これらの案件は、農地所有適格法人への移行に伴う借受け者の変更案件でございます。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため今

回の利用権の設定については問題ないと考えております。以上で説明を終わります。

議長

それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案第2号14番、15番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって議案第2号14番、15番は原案のとおり可決されました。

議長

次に議案第2号16番について事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第2号16番について議案書をもとに朗読】

この案件は、北海道農業公社が一時貸付を行っておりますが後継者への経営移譲に伴い、借受け予定者の変更をするものであります。計画要請の内容は別添調査書8ページ下段に記載されておりますように、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

21番

21番説明いたします。この案件は、北海道農業公社から借受けしている農地の利用権を後継者へ移転するものであります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため今回の利用権の移転については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長

それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案第2号16番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって議案第2号16番は原案のとおり可決されました。

議長

次に議案第2号17番について事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第2号17番について議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は別添調査書 9 ページ上段に記載されておりますように、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

19 番 19 番説明いたします。この案件は、今月 20 日に町公社が利用調整を行ったものであります。譲受人は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の所有権の移転については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第 2 号 17 番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって議案第 2 号 17 番は原案のとおり可決されました。

議長 次に議案第 2 号 18 番について事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第 2 号 18 番について議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は別添調査書 9 ページ下段に記載されておりますように、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

3 番 3 番説明いたします。この案件は、今年 10 月に買入要請を行ったものであります。譲受人は農地中間管理機構である北海道農業公社のため、今回の所有権の移転については問題ないと考えております。以上で説明を終わります。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第 2 号 18 番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって議案第 2 号 18 番は原案のとおり可決されました。

議長	次に議案第 3 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。議案第 3 号 1 番について事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第 3 号 1 番について議案書をもとに朗読】 この案件は別添農地法第 3 条調査書 1 ページに記載されておりますとおり、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件を全て満たすと考えております。以上で説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
16 番	16 番説明いたします。この案件は、後継者への経営移譲に伴う使用貸借でありますので周辺農地への影響はないと考えております。なお、詳細につきましては事務局ご説明とおりでですのでよろしくお願いいたします。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第 3 号 1 番について原案のとおり決することに異議ございませんか。 【全員異議なし】
議長	異議なしとします。よって議案第 3 号 1 番は原案のとおり可決されました。
議長	次に議案第 3 号 2 番について事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第 3 号 2 番について議案書をもとに朗読】 この案件は、農業経営を個人経営から法人経営に移行する農地所有適格法人設立に伴う農地の貸付け案件であります。内容につきましては、別添調査書 2 ページに記載されておりますとおり、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件を全て満たすと考えております。以上で説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
11 番	11 番説明いたします。この案件は、農地所有適格法人設立に伴う使用貸借でありますので周辺農地への影響はないと考えております。なお、詳細につきましては事務局の説明とおりでですのでよろしくお願いいたします。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第 3 号 2 番について原案のとおり

り決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって議案第3号2番は原案のとおり可決されました。

議長

次に議案第3号3番について事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第3号3番について議案書をもとに朗読】

この案件は別添調査書3ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たすと考えております。以上で説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

18番

18番説明いたします。この案件は、今月21日に高橋委員、深松委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響はないことを確認しております。なお、詳細につきましては事務局ご説明のとおりですのでよろしくお願いいたします。

議長

それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案第3号3番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって議案第3号3番は原案のとおり可決されました。

議長

次に議案第3号4番から7番について事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第3号4番から7番について議案書をもとに朗読】

これらの案件は別添調査書4ページから7ページに記載されておりますように、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たすと考えております。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

16番

16番説明いたします。これらの案件は、今月21日に高橋委員、深松委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響はないことを確認しております。なお、詳細につきましては事務局ご説明のとおりですのでよろしくお願いいたします。

議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第3号4番から7番について原案のとおり決することに異議ございませんか。 【全員異議なし】
議長	異議なしとします。よって議案第3号4番から7番は原案のとおり可決されました。
議長	次に議案第3号8番、9番について事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第3号8番、9番について議案書をもとに朗読】 この案件は別添調査書8ページから9ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たすと考えております。以上で説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
18番	18番説明いたします。8番の案件は、後継者への生前一括贈与による所有権移転でありますので周辺農地への影響はないと考えております。 9番の案件は、今月21日に高橋委員、深松委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響はないことを確認しております。なお、詳細につきましては事務局ご説明のとおりですのでよろしくお願いいたします。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第3号8番、9番について原案のとおり決することに異議ございませんか。 【全員異議なし】
議長	異議なしとします。よって議案第3号8番、9番は原案のとおり可決されました。
議長	次に議案第3号10番について事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第3号10番について議案書をもとに朗読】 この案件は別添調査書10ページに記載されておりますとおり、農地法第3条

第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たすと考えております。以上で説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

17 番

17 番説明いたします。この案件は、今月 21 日に高橋委員、深松委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響はないことを確認しております。なお、詳細につきましては事務局ご説明のとおりですのでよろしくお願いいたします。

議長

それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案第3号10番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって議案第3号10番は原案のとおり可決されました。

議長

次に議案第3号11番について事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第3号11番について議案書をもとに朗読】

この案件は別添調査書11ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たすと考えております。以上で説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

19 番

19 番説明いたします。この案件は、今月 21 日に高橋委員、深松委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響はないことを確認しております。なお、詳細につきましては事務局ご説明のとおりですのでよろしくお願いいたします。

議長

本件につきましては、農地部会を開催し協議していただいております。蛭原農地部会長より報告をお願いいたします。

農地部会長

それでは報告いたします。今月 20 日に農地部会を開催し、この案件につきまして事業計画など内容の確認をいたしました。通常であれば、譲受人である「法人A」は既に幕別町と帯広市に農地を所有していますので既存の農地所有適格法人の3条申請として農地部会を開く必要はなく、総会で審議を行える案件でした。しかし、法人が決算後3ヶ月以内に提出を義務付けられている報告書の中で、「法人A」から農業に関する売上高が「0」と報告がされていました。農地所有適格法人の要件の一つに、法人の売上高のうち、農業に係る売上が50%を超えるという要件がありますが、「法人A」はこの要件を満たさない状態にあ

	ったことから、農地部会を開催し今後の事業計画などの内容を確認いたしました。「法人A」は、農業に関する売上額よりも農業関連の仕入れ販売に係る売上額がかなり高いことから農業生産部門を分社化し適正な形で法人の経営を行う内容の事業計画で今回の申請をされてきました。部会では、「法人A」の方と面談を行い、その結果事業計画・販売プランもしっかりしており、また平成32年度には、分社化して農地所有適格法人としての要件を満たすよう是正するというものでありましたので、本総会で審議することで問題ないものとして農地部会の協議を終えておりますのでご報告申し上げます。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。
12 番	31 年度は満たすが、来年についてはどうなるのですか。
事務局	今年度につきましては、豚を飼うという計画があるらしくそのために畑はあけておいたこともあって売上げが「0」という報告でありました。しかし来年度以降は、作付け等を行い50%には満たないかたちではあるが農業に関する売上げは間違いなく出していくという報告でした。ただ、農業外の部分がかなり高額であるため50%にはなかなか達しない、そこで31事業年度終了後はまったく分けて農業に関する売上げが50%を超えるようにやっていきたいという申請でした。今現時点で50%ないため農地所有適格法人ではないというわけではなく、農地法の指導のチェック欄にありますは今すぐ判断するのではなく、当面の間今後の対策等が見受けられたら様子を見るということで問題ないとなっておりますので、今回もこのような取り扱いをさせていただきました。以上です。
12 番	幕別町だけではなく、全国的にもそのような猶予期間があるのですか。
事務局	そうです。農地所有適格法人要件確認のチェックシートがありますが、これは全国的な様式でありそのようなことがかかれております。
議長	他に質疑ございませんか。
	(発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第3号11番について原案のとおり決することに異議ございませんか。 【全員異議なし】
議長	異議なしとします。よって議案第3号11番は原案のとおり可決されました。
議長	次に議案第4号「現況証明について」を議題といたします。議案第4号1番について事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第4号1番について議案書をもとに朗読】
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

18 番 18 番説明いたします。この案件は、地目変更登記を目的に証明を求めるものであります。今月 21 日に高橋委員、深松委員、事務局とで現地調査を行い、農地採草放牧地以外であることを確認しておりますのでよろしくお願いいたします。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

 (発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第 4 号 1 番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

 【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって議案第 4 号 1 番は原案のとおり可決されました。

議長 次に議案第 4 号 2 番について事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第 4 号 2 番について議案書をもとに朗読】

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

8 番 8 番説明いたします。この案件は、地目変更登記を目的に証明を求めるものであります。今月 21 日に高橋委員、深松委員、事務局とで現地調査を行い、農地採草放牧地以外であることを確認しておりますのでよろしくお願いいたします。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

 (発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第 4 号 2 番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

 【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって議案第 4 号 2 番は原案のとおり可決されました。

議長 次に議案第 4 号 3 番について事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第 4 号 3 番について議案書をもとに朗読】

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

11 番 11 番説明いたします。この案件は、地目変更登記を目的に証明を求めるもの

	であります。今月 20 日に菅野委員、井田委員、事務局とで現地調査を行い、農地採草放牧地以外であることを確認しておりますのでよろしくお願いいたします。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第 4 号 3 番について原案のとおり決することに異議ございませんか。 【全員異議なし】
議長	異議なしとします。よって議案第 4 号 3 番は原案のとおり可決されました。
議長	次に議案第 5 号「幕別町に対する意見書について」を議題といたします。議案第 5 号について事務局から説明をいたします。
事務局	議案第 5 号「幕別町に対する意見書について」、次のとおり決定したいので審議を求めます。
議長	本件につきましては、先月の総会において農政部会へ付託しておりますので、香西農政部会長より提案理由の説明をお願いいたします。
農政部会長	それでは提案理由の説明をいたします。第 4 回総会において、農政部会へ付託されました幕別町に対する意見書の内容について、去る 11 月 22 日に農政部会を開催し協議、検討いたしました。その結果、次の 7 項目とすることで決定いたしました。朗読は省略いたしますが、要請項目の一つ目は「農業被害に対する支援について」、二つ目は「地域の実態に即した担い手への農地集積の推進及び農家戸数減少への取り組みについて」、三つ目は「農業基盤整備事業予算の確保について」、四つ目は「農業機械の I C T (情報通信技術) の導入について」、五つ目は「有害鳥獣の駆除対策について」、六つ目は「日欧 E P A 等国際通商交渉について」、七つ目は「農業委員会関係予算の確保について」、以上の項目について幕別町へ意見書を提出し、国及び北海道に対して働きかけを求めるものであります。なお、本総会において決定されましたら 12 月 12 日に谷内会長、鯖戸会長職務代理者、私の 3 名で町長へ提出したいと考えております。よろしくご審議、ご決定賜りますようお願いいたします。
議長	提案理由の説明が終わりました。それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第 5 号について原案のとおり決することに異議ございませんか。 【全員異議なし】

議長	異議なしとします。よって議案第5号は原案のとおり可決されました。
----	----------------------------------

議長	議案は以上であります。 これをもって、第5回農業委員会総会を閉会いたします。
----	---

事務局	ご起立願います。ご苦労様でした。
-----	------------------